

6月9日から24日を会期として第2回下関市議会定例会が開催されました。ここでは、提案された一般議案などについて、委員会での主な審査内容を紹介します。

問：委員(議員)からの質疑など

答：市役所執行部からの答弁など



議会だより

第2回定例会

議会の情報は下関市のホームページから

<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>



武久地区と幡生地区のアクセスが良くなります



新たな道路都市計画道路武久幡生本町線の整備に伴い、JR山陽本線をまたぐ道路橋を建設するため、工事金額を10億8040万7000円、工事期間を平成28年度から平成34年3月31日までの6年間の予定で、JR西日本と契約を結ぼうとするものです。

問 建設の目的は何ですか。
答 武久地区と幡生地区を連絡する主なルートは幡生駅南側の線路の下を通過する道路で、道幅が狭いことに加え、信号による片側通行などにより交通渋滞が慢性的に起こっています。そういう状況か

ら、武久地区と幡生地区のアクセス向上と交通渋滞を緩和するため道路橋を整備しようとするものです。

問 現場は交通量が多いところですが、交通規制などについては、どのように想定されていますか。

答 施工状況によっては、夜間の一時的な通行止めや片側の交互通行などが考えられます。実施計画が固まったら、早い時期に周知するとともに、交通渋滞に影響のない時間帯に施工できるようにしたいと考えています。

問 今後、幡生ヤード跡地でさまざまな市の施設などの建設が見込まれる中で、武久地区と幡生地区をつなぐ今回の道路橋は、非常に重要だと思えますが、交差点の信号の設置について、市から要望を出すことはできるのでしょうか。

答 建設が進み、道路橋がある程度形になってきたら、現在の状況などを踏まえて、県の公安委員会や所轄の下関警察署と協議しながら進めていきたいと考えています。

請願の審議結果について

市議会に提出された次の請願について、平成28年6月24日の第2回定例会において全会一致で採択

され、請願の趣旨の実現について、市長に要請しました。

請願名

請願第1号

下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例改正を求める請願書

請願の要旨

指定地域密着型介護老人福祉施設(※)の居室の定員は、厚生労働省令で、個室とするか多居室とするかは参酌すべき基準とされており、地域の実情に応じて各自治体で判断するものと解釈されることから、今後の特別養護老人ホームのあり方を考慮し、特例として定員4人以下の多居室を認めるよう、条例の改正を求めるものです。
※：入所定員30人未満の特別養護老人ホームのことです

請願とは

請願する権利は、憲法に定められている国民の基本的権利の一つです。

・請願の提出は、国籍、年齢を問わず、法人にも認められています。
・請願の内容は、国、地方公共団体の事務に関するすべての事項にわたります。

「幡生ヤード跡地」



下関市議会に請願を提出する際には、請願内容に賛成の意思を有する議員が1人以上必要となります。このほか、書式例や請願の取り扱いなどにつきましては、市ホームページをご覧ください。市議会事務局議事課(☎2314121)まで問い合わせてください。



一般・特別会計決算審査特別委員会が設置されました

平成28年9月2日の第3回定例会において、市が平成27年度に行った施策の総まとめといえる決算の審査を行う一般・特別会計決

今後の予定について

12月定例会が予定されましたのでお知らせします。この日程は予定であり、今後、変更となることがあります。

第4回定例会(12月)

日	曜日	会議など
1	木	本会議(提案説明など)
2	金	常任委員会
3・4	土・日	休会
5	月	常任委員会
6	火	常任委員会
7	水	常任委員会
8	木	休会(整理日)
9	金	一般質問
10・11	土・日	休会
12	月	一般質問
13	火	一般質問
14	水	一般質問
15	木	一般質問
16	金	本会議(表決など)

図議会事務局議事課

☎231-4121(直通) ☎234-5171

✉gkgjjika@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

算審査特別委員会が設置されました。委員はそれぞれ次の通りです。

委員長 安岡 克昌(志)
副委員長 前田晋太郎(創)
委員 山下 隆夫(市)
香川 昌則(志)
松田 英二(志)
江村 卓三(志)
井川 典子(創)
平田 陽道(公)

※委員は期別年齢順に掲載。正式な会派名は次の通りです

(志)：志誠会
(創)：創世下関
(公)：公明党市議団
(市)：市民連合
(共)：日本共産党下関市議団



平成28年度「市民と議会のつどい」を開催します

市議会では、市政の情報発信と議会活動報告を通じて、市民に開かれた議会・市民参加の議会を目指すために「市民と議会のつどい」を開催しています。

今年も、より多くの方に参加いただけるよう、現在準備を進めています。どなたでも参加できますので、最寄りの会場までお気軽に足をお運びください。

開催日時・会場

月日	時間	場所
10月28日(金)	午後6時	アブニール
11月4日(金)		川棚公民館
11月11日(金)	午後7時	下関市教育センター (教育委員会新庁舎〈幡生新町〉)



議会を傍聴してみませんか？



下関市議会では、市民に開かれた議会運営を行うため、地方自治法で定められた本会議に加え、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会も原則として公開しています。議場には、傍聴席(70席)のほか、お子さま連れの方のためのキッズルーム、車いす専用スペース(2席分)、補聴装置(10台)を備えています。

本会議を傍聴される際、手話通訳を利用することもできますので、傍聴希望日のおおむね7日前までに、市福祉部障害者支援課(☎231-1917)まで問い合わせてください。都合により利用できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

◆傍聴の手続きについて◆

傍聴される方は、会議の行われる日に受け付けで、住所、氏名を書いて、傍聴券を受け取ってください。

【傍聴受付場所】

・本会議：本庁舎新館9階
(定員：70人)

・委員会：本庁舎新館7階
(定員：各委員会室8人)

【傍聴の際、守っていただくこと】

- ・どのような理由があっても、傍聴席以外に入らないでください。
- ・会議での発言に対し、声を出したり、拍手などをして騒ぎ立てないでください。
- ・静粛を守り、話しをしたり、笑ったりしないでください。
- ・帽子、コート、マフラー、手袋の類いは着用しないでください。
- ・傍聴席で、物を食べたり、たばこを吸わないでください。
- ・許可なく、録画や録音はしないでください。
- ・携帯電話は、必ず電源を切るか、マナーモードにしてください。
- ・傍聴席では係員の指示に従ってください。



【傍聴席から見た議場】